

ほん
わかりやすい版

べつ かい ちよう しょう しゃ けい いかく だい き
別海町障がい者計画（第4期）

だい き しょう ふ く し けい いかく
第7期障がい福祉計画

だい き しょう じ ふ く し けい いかく
第3期障がい児福祉計画

しょう ひと ひと
障がいのある人もない人も

ひとり かがや きょうせい じつげん
一人ひとりが輝く共生のまちの実現



れい わ ねん がつ
令和6年3月
べつ かい ちよう
別海町

別海町がめざすこと

新しい計画を作りました

別海町では、障がいのある人や障がいのある子どもが、安心して暮らしていくために新しい3つの計画をつくりました。

一つは別海町の障がいのある人のための取り組みの基本となる計画である「障がい者計画」です。

あとの二つは、別海町の障がいのある人や障がいのある子どもが、生活するために必要ないろいろなサービスや事業を作ることをめざす計画である「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」です。

この3つの計画を1冊の計画書として作りました。

計画の期間

障がい者計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの6年間です。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

別海町が大事だと考えていること

「障がいのある人もない人も

一人ひとりが輝く共生のまちの実現」

障がいのある人もない人も、互いの個性を大事にし、今の姿を認めあい、一人ひとりが自分らしく生活していくことのできるまちづくりの実現をめざすものです。

別海町がめざすこと

しょう しゃけいかく 障がい者計画

1 ひびくらしのじゅうじつ ささ 日々の暮らしの充実を支えるまち

- しょう がいのあるひとが、す 住みなれたところで、せいかつ 生活しやすいしゃがい 社会をめざします。
- しょう がいのあるひとのねんれい 年齢やせいかつ 生活にあったサービスがう 受けられるようにします。
- しょう がいのあるひとがじぶん 自分でえら 選び、じぶん 自分できも 決めるきも 気持ちをだいじ 大事にします。

2 しゃかいさんか む じりつ ささ 社会参加に向けた自立を支えるまち

- しょう がいのあるひとが、そのひと 人らしくまな 学んだり、はたら 働いたり、たの 楽しんだりするせいかつ 生活をおうえん 応援します。
- まな 学んだり、はたら 働いたり、たの 楽しんだりするため、で 出かけやすくするためのてだす 手助けをします。
- じぶん 自分のきもち 気持ちをつた 伝えるのがむずかしいひと 人には、つた 伝えやすくする方法を、いっしょ 一緒にかんが 考えます。

3 とも ささ きょうせい 共に支えあう共生のまち

- しょう がいのあるひと 人もないひと 人も、ひとり 一人ひとりのこせい 個性をたいせつ 大切にしあい、ささ 支えあいながら、さべつ 差別やへんけん 偏見がなく、とも 共にくらし 暮らし、まな 学び、はたら 働き、たの 楽しめるまちをつくりまします。
- しょう がいのあるひと やしょう がいがないひと に対するただ 正しいりかい 理解がもっとひろ 広まるよう、しょう がいのあるひと とないひと 人のこうりゅう 交流のば 場をせっきよくてき 積極的につくりまします。
- しょうがいしゃ 障害者さべつかい 差別解消ほう 法でさだ 定めている「はいりよ 配慮のていきょう 提供」や「さべつ 差別のきんし 禁止」など、みんながりかい 理解して、とく 取り組んでもらえるように話しあいます。

別海町が取り組むこと

1 日々の暮らしの充実を支えるまち

(1) 相談支援体制の整備

- サービスの内容などをわかりやすくお知らせし、説明します。
- 相談する窓口は、なんでも気軽に相談できるようにします。

(2) 生活支援の充実

- 障がいのある人が必要な、その人にあったサービスを使えるようにします。
- 家族のお世話をしている人や子どもが、一人で困らないように手助けします。
- 働くところや昼間の居場所が増えるようにします。
- 色々な障がいがあっても、自分の住みたいところで暮らせるように、グループホームを増やしたり、ひとりで生活できるようにします。
- 障がいのある人が安心して暮らせる住宅や道路などをつくります。
- 年金や手当など、お金をもらう手続きの説明をしたり、色々な制度による、医療費などの負担を少なくします。

(3) 保健・医療の充実

- 病気にならないように、また、早く病気を見つけられるよう、健康診査を受けるように勧めます。
- 地域で安心して病気を治したり、訓練を受けられるようにします。
- 障がいにならないようにしたり、障がいを早く見つけれられるよう妊娠中の人や子どもを育てている人を応援します。
- 医療が必要な子どもが、もっと暮らしやすくなるように話し合いを行いません。また、相談できる人を配置します。
- ところに障がいのある人が、もっと暮らしやすくなるようにします。
- 原因不明の病気をもった人が、もっと暮らしやすくなるようにします。

別海町が取り組むこと

2 社会参加に向けた自立を支えるまち

(1) 教育・療育の充実（学ぶ）

- 保育園・幼稚園・小学校・中学校などで、自分にあった方法や場所で勉強できるよう、先生などと一緒に工夫します。
- 障がいのある子どもの、一人ひとりにあった方法で、基本的な暮らし方などを身につけられるよう応援していきます。
- 発達に不安のある子どもや家族の悩みを聞いて、小さいときから大きくなるまでの、育ち方などについて必要な情報を伝えます。
- 耳が聞こえにくい子どもへの、補聴器を買うお金を助成します。

(2) 雇用・就労の推進（働く）

- 会社などで働くことが難しい人が、手助けを受けながら作業をする場所を増やします。
- 一人ひとりにあった働く場所や作業をする場所について、お店や会社に協力をお願いします。

(3) 社会参加の促進（楽しむ）

- バスやタクシーを乗りやすくし、色々な活動に出かけやすくします。
- 耳が聞こえない人などのために、手話ができる人を増やします。
- スポーツや音楽などを楽しんだり、その活動を発表する場が増えるよう応援します。
- 地域の活動などに障がいのある人が参加しやすくなるようにします。

別海町が取り組むこと

3 共に支えあう共生のまち

(1) 啓発と交流の促進

- 障がいのある人や障がいについて、わかってもらえるようにみんなに伝ええます。
- 差別や虐待など、いやなことがあったときには、相談窓口や周りの人に相談して、早く解決できるようにします。
- 身の回りのことや、お金の管理などのお世話をしてくれる人（後見人など）を決めて頼むことができるようにします。
- 障がいのある人や障がいについて、わかってもらえるように、障がいのある人もない人も、小さいときから一緒に遊んだり勉強したりする機会をつくります。

(2) 地域福祉・安全対策の推進

- 障がいのある人を手助けするボランティア活動を応援します。
- 障がいのある人が交通事故や犯罪にあわないように、みんなで気をつけます。
- 災害のときに障がいのある人や高齢者などを、みんなで助けあうようにします。



別海町がめざすこと

障がい福祉計画と障がい児福祉計画の目標

(1) 施設で生活する人への取り組み

- 施設に入所している人のうち、少しでも多くの人が、希望する生活が送れるようにします。

(2) こころの病気のある人への取り組み

- こころの病気のある人が、住み慣れたまちで生活するための話し合いをするしくみをつくりまします。

(3) 地域全体で支える取り組み

- 障がいのある人が歳をとったり、親が亡くなったりしたあとでも、住み慣れたまちで暮らしていくための、お手伝いをするしくみをつくりまします。

(4) 一般の会社で働くための取り組み

- 就労支援事業所を利用する人のうち、少しでも多くの人が、一般の会社で仕事ができるようにします。
- 就労支援事業所を利用する人を増やします。
- 一般の会社で仕事のできた人が、長く続けられるように、お手伝いをします。

(5) 障がいのある人が相談するところをよくするための取り組み

- 相談するところの対応がよくなるように、勉強したり協力していきます。

(6) 障がい福祉サービスをよくするための取り組み

- サービス事業所がきちんと仕事をしているか確かめて、手続きなどのまちがいが無くなるようにしていきます。

(7) 障がいのある子どもへの取り組み

- 発達の遅れや障がいのある子どもが、住み慣れたまちで暮らしていけるようにする、児童発達支援センターがつかれるようにします。また、発達の遅れや障がいのある子どもをお世話する人を手伝うしくみをつくれるようにします。
- 重い障がいのある子どもが利用できる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所がつかれるようにします。
- 呼吸や痰を取ることに、お手伝いが必要な子どもなどが、住み慣れたまちで生活できるように、話し合いをするしくみをつくりまします。また、お手伝いが必要な子どもをお世話する人が地域にいるようにみんな考えまします。

べつかいちょう と く 別海町が取り組むこと

しょう ふくし しょう じつうしょしえん 障がい福祉（障がい児通所支援）サービスについて

けいかく しょう ひと こ ふくし りょう にんずう りょう もくひょう
計画では、障がいのある人や子どもの福祉サービスを利用する人数や量の目標を
きめています。ここでは、サービスなどの内容を説明します。

ほうもんけい (1) 訪問系サービス

● 住み慣れた地域や自宅で生活していくための必要なサービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ） ② 重度訪問介護 ③ 同行援護 ④ 行動援護
⑤ 重度障害者等包括支援

にっちゅうかつどうけい (2) 日中活動系サービス

● 地域や施設で自立した生活をおくるためのサービス

- ① 生活介護 ② 自立訓練 ③ 就労移行支援 ④ 就労継続支援（A型）
⑤ 就労継続支援（B型） ⑥ 就労定着支援 ⑦ 就労選択支援（令和7年10月～）
⑧ 療養介護 ⑨ 短期入所（ショートステイ）

きょじゅうけい (3) 居住系サービス

● 地域で安心して暮らすための居住の場の提供などのサービス

- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助（グループホーム） ③ 施設入所支援

そうだんしえん (4) 相談支援

● 障がい福祉サービスなどを利用するための相談を受け、お手伝いをする事業

- ① 計画相談支援 ② 地域移行支援・地域定着支援

しょう じつうしょしえん (5) 障がい児通所支援サービス

● 18歳までの障がいのある子どものためのサービス

- ① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス
④ 居宅訪問型児童発達支援 ⑤ 保育所等訪問支援

しょう じ そうだんしえん (6) 障がい児相談支援

● 18歳までの障がいのある子どもが、必要なサービスなど
を利用するための相談を受け、お手伝いをする事業



別海町が取り組むこと

地域生活支援事業について

計画では、別海町が行う地域生活支援事業を利用する人数などの目標をきめています。ここでは、事業の内容を説明します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

- 地域の人に障がいのある人のことを知ってもらうための事業

(2) 自発的活動支援事業

- 自分たちで行っている活動のお手伝いをする事業

(3) 相談支援事業

- 障がいのある人からの心配ごとなどの相談を受け、お手伝いをする事業など

(4) 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度を利用するためにかかる負担を助ける事業

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見を行う団体をお手伝いする事業

(6) 意思疎通支援事業

- 耳が聞こえない人や話せない人が、会話をするためのお手伝いをする事業



べつかいちょう と く
別海町が取り組むこと

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
(7) 日常生活用具給付等事業

- 重い障がいのある人が必要な道具などを使えるようにする事業

しゅわほうしんようせいけんしゅうじぎょう
(8) 手話奉仕員養成研修事業

- 身近に手話ができる人を増やす事業

いどうしえんじぎょう
(9) 移動支援事業

- 外出するためのお手伝いをする事業

ちいきかつどうしえんじぎょう
(10) 地域活動支援センター事業

- 色々な活動をして地域の人と交流するお手伝いをする事業

にっちゅういちじしえんじぎょう
(11) 日中一時支援事業

- 家族が介護できないときなどに、施設を利用できるようにする事業

せいかつじぎょう
(12) 生活サポート事業

- 居宅介護サービスを利用できない人のお世話をする事業

ほうもんにゅうよくじぎょう
(13) 訪問入浴サービス事業

- 自宅に入浴車が行って、お風呂に入るお手伝いをする事業



別海町が取り組むこと

計画を進めるために取り組むこと

(1) 計画の推進体制

- 計画を進めるために関係するところと協力して、障がいのある人にとって役に立つ情報を集めたり、団体から意見を聞きます。

(2) 計画の普及・啓発

- この計画の内容を、しっかり進めていくために、多くの人に計画を知ってもらえるようにします。

(3) 庁内推進体制の強化

- 障がいのある人が困ることは色々なので、それぞれに詳しい人たちが力をあわせて、解決していきます。

(4) 広範囲な連携強化

- 別海町だけでは解決できないことは、近くの町などとも協力して進めます。

(5) 人材確保・質の向上

- 専門的な知識や資格がある人が、十分いるように努力します。また、障がい福祉サービスの職員が勉強し、サービスがもっと良くなるように、努力します。



こま そうだんさき 困ったときなどの相談先

サービスについてききたいときや困ったとき、人からいやなことをされたとき
には、相談してください。

相談するところ	<p>住所</p> <p>☎電話番号 📠ファックス番号</p> <p>✉メールアドレス</p>
別海町役場福祉課	<p>別海町別海常盤町280番地</p> <p>☎ 0153-74-9641 📠 0153-75-2773</p> <p>✉ fukusi@betsukai.jp</p>
子ども発達支援センター	<p>別海町別海常盤町280番地(児童デイサービスセンター内)</p> <p>☎ 0153-75-1929 📠 0153-75-1929</p> <p>✉ betsukai-day@dofukuji.or.jp</p>
相談室るーぷ	<p>別海町別海宮舞町256番地(カフェ・オーク内)</p> <p>☎ 0153-74-8117 📠 0153-74-8117</p> <p>✉ loop-soudan@poem.ocn.ne.jp</p>
あくせす根室	<p>中標津町東4条南4丁目9番地1 (中標津町共生型交流センター内)</p> <p>☎ 0153-73-3178 📠 0153-73-3179</p> <p>✉ nemurokeniki.soudan2@apost.plala.or.jp</p>

この「わかりやすい版」は、計画の内容について、誰にでもわかりやすく読んでいただけるように作りました。わからないことがあったら、次のところに相談してください。

〒086-0205 別海町別海常盤町280番地

別海町 福祉部 福祉課

☎ 0153-74-9641(担当直通) FAX 0153-75-2773